

平成30年度第6回京都市環境影響評価審査会

【 摘 録 】

日 時：平成31年3月19日（火） 10:30～11:50

場 所：コープイン京都 2階 201号室

出席委員：板倉豊委員，笠原三紀夫委員，小坂浩司委員，竹見哲也委員，東野達委員，
徳地直子委員，安田龍介委員，山田悦委員（8名）

欠席委員：青野正二委員，上田佳代委員，大久保規子委員，勝見武委員，柴田昌三委員，
建山和由委員，松田法子委員（7名）

事務局：中村環境技術担当部長，濱口環境管理課長，桑江環境評価・生物多様性係長
近藤担当，菅野担当，中本担当

事業者：京都市教育委員会

資料 1 第10次京都市環境影響評価審査会委員名簿

資料 2 「京都市立呉竹総合支援学校施設整備事業」に係る手続の実施状況及び今後の
スケジュールについて

資料 3 京都市立呉竹総合支援学校施設整備事業配慮書案

参考資料 諮問書（写）

議 題：京都市立呉竹総合支援学校施設整備事業に係る配慮書案について（諮問及び審議）

- 議 事
- 1 開会
 - 2 議事 以下のとおり
 - 3 閉会

— 摘 録 —

事 務 局 現在，8名の出席をいただいている。京都市環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき，
総数15名の3分の1を超えており，本審査会が成立していることを報告する。

事 務 局 それでは，議題「京都市立呉竹総合支援学校施設整備事業に係る配慮書案」について諮問を
行う。

< 諮 問 >

事 務 局 京都市立呉竹総合支援学校施設整備事業に係る配慮書案について，環境配慮の観点からの意
見を求める。

笠 原 会 長 諮問をお受けした。

事 務 局 以降の議事進行は，笠原会長にお願いしたい。

笠 原 会 長 それでは，「京都市立呉竹総合支援学校施設整備事業に係る配慮書案」についての審議に移
る。まず事務局から資料について説明をお願いする。

事 務 局 < 資料に基づき説明 >

笠 原 会 長 続いて，京都市教育委員会（以下「事業者」という。）には，配慮書案についての説明をお
願いする。

事業者 < 事業概要及び配慮書案について説明 >

笠原会長 事業者からの説明に対して御質問等があれば御発言願うが、まず本日欠席の勝見委員から事前にいただいている意見があるため、事務局から報告をお願いします。

事務局 勝見委員からの意見を報告する。

近傍の JR 奈良線の複線化工事について、本事業と工事時期が重なる場合、環境影響の面からもスムーズに進めていただきたい。

以上である。

竹見委員 解体期間が 2 期に分かれているが、具体的にどのように進めていくのか。

事業者 1 期工事では、2019 年に校舎棟及びプール棟を先行して解体する。その後 2021 年に体育館棟を解体し、可能な限り授業に使用できるようにする。その後、跡地に校舎棟及び体育館棟を建設し、2023 年以降の 2 期工事で東側の校舎棟を解体する予定である。

竹見委員 児童生徒の運動する時間及び場所が確保できるよう十分配慮してもらいたい。

板倉委員 配慮書案 p20 の「特定建設作業騒音」は「特定建設作業振動」の誤りではないか。

事業者 御指摘のとおりである。配慮書提出の際に修正する。

安田委員 配慮書案 p9 の配慮施設の図だが、敷地の中心からではなく、敷地境界から 200m とるべきではないか。

事業者 周辺の配慮施設とは、交通量の多い国道 24 号線を挟んでいるため、あまり影響がないと考えられるが、御指摘を踏まえ再検討する。

事務局 補足だが、配慮書 p19 の騒音及び振動の規制基準について、学校や病院等の配慮施設が周囲 80m にないが、規制基準を厳しくしている。これは当該施設自体が配慮施設であり、外部だけでなく内部への配慮もされていると考えられる。

東野委員 騒音及び振動の児童生徒に対する配慮はしているのか。

事業者 学校に騒音や振動が伝わらない工法や、既存の窓枠や空調を改修するなどを検討し、児童生徒に影響がないよう配慮する。また、教育活動として、校外に出る時間を増やすことや、近隣の総合支援学校を訪問するなどの取組も検討していきたい。

東野委員 騒音や振動が発生すると、児童生徒にとって苦痛になるため、影響がないよう十分配慮してもらいたい。

山田委員 グラウンドが北側から東側に移動することにより、東側の住宅への影響が考えられるが、早朝及び放課後のグラウンド騒音の配慮はいかがか。

事業者 当該施設の児童生徒は基本的に 3 時頃には完全下校となり、中学校の部活や夜間のグラウンドの使用はないため、問題はないと考える。
また、東側は道路と高低差があり、また植栽もあり騒音の影響は少ないと考える。

山田委員 現状の植栽をしっかりと残してもらいたい。

小坂委員 悪臭や騒音等について、現状からはどう変わるのか。

事業者 現状は室外機が全て地面に置かれているが、建て替え後は全て屋上に設置される。延床面積が増えることにより室外機の台数も増えるが、低騒音及び省エネ機器を導入し、現

状より騒音が小さくなるようシミュレーションをかけ検討している。また臭気についても換気量や吹き出し方向を検討し、現状より小さくなる予定である。

小坂委員 今回全面建替案と一部既存改修案の2案で比較しているが、コストも異なり、比較が難しいと感じる。

事業者 敷地条件、高さ規制等を考慮し、どのような複数案が考えられるか検討した結果、今回の2案となった。

笠原会長 各々の案について、環境に対する影響を評価している配慮書と解釈している。

山田委員 エネルギーの消費量について、現在は工事による影響のみで比較しているが、省エネ機器が導入されることにより、供用時のエネルギー消費量は1案の方が少なくなると考えられるが、その点での比較検討はいかがか。

事業者 建て替えによる断熱性能等、エネルギー消費量について再度評価検討していく。

笠原会長 勝見委員からの意見に対してはいかがか。工事の重複について確認しているか。

事業者 これから確認するが、JR西日本と調整し、工事車両の進入経路等、検討していく。

笠原会長 配慮書案 p47 に「南側道路からの車両の出入については」とあるが、これは工事車両についての記載か。

事業者 そのとおりである。

笠原会長 工事車両の周辺に対する影響のみではなく、児童生徒に対する配慮も十分に検討していただきたい。
配慮書案 p34 にエネルギー消費量の約60%が照明とあるが、京都市ではLED化は進んでいるのか。

事業者 新築・増築する際は、LED化されている。

笠原会長 配慮書案 p36 の8時間日影について、図には示していないとのことだがなぜか。

事業者 配慮書案 p37 の凡例で8時間があるが、今回は該当しないということである。

笠原会長 配慮書案 p40 の記載の「隣地への影響が大きくなる」など、事実だけを述べ、配慮すべき内容が書かれていない箇所がいくつか見られるため、再度検討してもらいたい。

竹見委員 配慮書案 p47 に工事車両の出入りに関する配慮が書かれているが、周辺の小中学校等の通学路であることを考慮し、安全面について十分に配慮してもらいたい。

事業者 安全面について、しっかり対応していく。

徳地委員 グラウンドが広く確保されているため、植栽について可能な限り配慮してもらいたい。
また、京都市、京都府下の材料を使用し、当該建築物が建つことにより、周辺の環境も良くなるように配慮していただきたい。

事業者 グラウンドの整備について、十分検討していく。

笠原会長 その他何か意見はないか。
それでは、本日の審議はこれにて終了とする。マイクを事務局にお返す。

11:50 終了